

世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その十二)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

中国の第一回の普遍的定期審査（UPR）では、発言を行った六〇カ国から九五の勧告が行われました。中国は、そのうち四二の勧告を受け入れました。しかし、もっぱら西欧諸国によって行われた、表現の自由、結社の自由、司法の独立、法曹の保護、人権活動家の保護、少数民族の権利、死刑の削減、強制労働による再教育の廃止、拷問の禁止、メディアの自由及び差別に対する効果的な救済を含む五〇の勧告については、中国によって受け入れが拒否されました。残りの三つの勧告については、すでに実施されているとの見解が中国によって示されました。

なお、受け入れた勧告については、被審査国である中

国にはこれを実施する責任があり、第二回のUPRの際に、実施のために実際にどのような措置をとったかを報告しなければなりません。問題は、UPRで被審査国が受け入れなかった勧告です。これらについて、その後どのように対処するのかについて、UPRを定めた国連の制度構築決議では必ずしも明確ではありません。

先に挙げた表現の自由などの自由権に関する問題については、前回でも触れたように、審査当時は、チベットや新疆ウイグル自治区の少数民族の取り扱いの問題に国際社会の関心が向けられていました。そのこともあり、英国やスイスは、チベット自治区の人権状況に懸念を表明しました。また、カナダは、チベット、新疆自治区及びモンゴルを含む、少数民族の人たちの恣意的な拘禁に深い憂慮を示しました。日本も、チベットや新疆自治区の少数民族に対する経済的及び社会的援助を拡大するよう要請しました。UPRの主眼は、被審査国の人権状況を精査することにありますので、こうした西欧諸国の発言はいわば当然であり、スリランカやパキスタンのように、チベット自治区に対する西欧諸国の発言はUPRの政治化だとの非難はまったく的外れということになり

ます。

こうした状況を踏まえ、二〇〇八年に国連人権高等弁務官はチベット自治区におけるデモ参加者に対する公安による行き過ぎた力の行使に懸念を表明しました。中国では官製デモは認められても、自然発生的なデモを表現の自由の行使として認める状況にはありません。一九八九年の天安門事件以来、特に顕著な傾向といえます。UPRにおける西欧諸国によって指摘されたチベット人やウイグル人に対する弾圧は、いまだ改善されないまま、現在に至っています。

こうした中国の現状の中で、二〇一九年六月、犯罪容疑者の中国への引き渡しを認める「逃亡犯条例」の改正に反対する香港での大規模デモが発生しています。今では、香港に対する中国政府による介入の懸念も生じています。一九九七年、香港は「一国二制度」の下で英国より中国に返還されました。一九八四年の英中共同声明により、香港は返還から五〇年は言論、出版、集会、結社、宗教の自由が認められた香港特別行政区となりました。実際、香港は中国本土で禁止されている天安門事件を追悼することのできる唯一の場所になっています。これを

可能にしているのは香港特別行政区基本法ですが、この法律も二〇四七年には終了します。その後は、香港は中国の一部として中国法が全面的に適用されることとなります。今、われわれが目撃している大規模デモなどはおそらく許されなくなるでしょう。

現在の香港の混乱を招いた責任で林鄭月娥行政長官が辞任する動きはありません。行政長官は、一二〇〇人から成る選挙委員会が指名し、國務院総理が任命します。選挙委員会の大部分を親中派の議員が占めています。こうしたこともあり、一説によると、中国政府が辞任を禁じているともいわれています。他方で、中国政府は、香港のデモを「動乱」とみなし、人民解放軍による暴徒鎮圧訓練の様子をテレビで放映しています。「力による抑え込み」の姿勢を見せています。

日ごろわれわれの生活と無縁と思いがちな国連人権理事会でのUPRですが、UPRがうまく機能せず中国の人権状況の改善がうやむやにされた延長線上に、現在の香港情勢があります。こうしたことを許すと、世界は「法の支配」や「人権の尊重」から遠く離れることにならないかとの危惧を禁じえません。